

景観重要建造物(景観法)の制度について

●景観重要建造物(景観法)(※1)とは？

景観法により新たに創設された制度です。

景観上重要な建築物・工作物を市長が指定し、その保全を図ります。

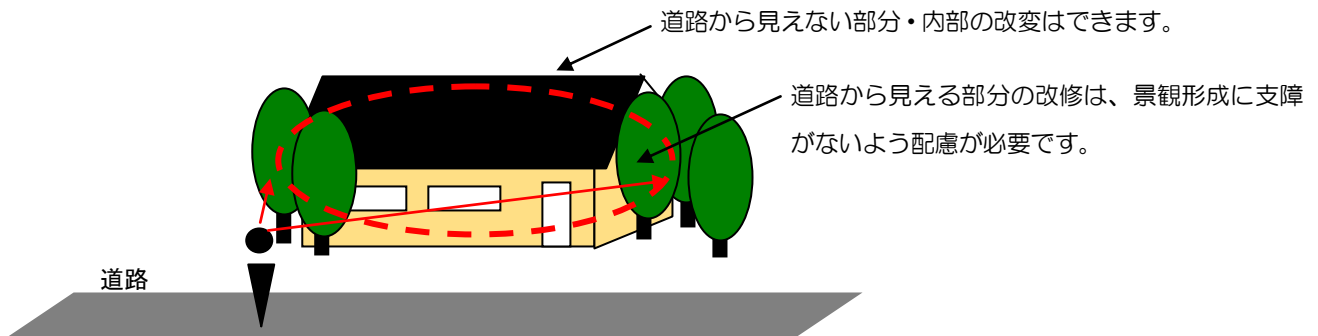
●指定を受けると…

外観を変更するには市長の許可が必要になります。

変更の内容が良好な景観形成に支障があると認めた場合、不許可になることがあります。

相続税の適正評価(土地・建物の評価額の軽減)が適用されます。

建築基準法の一部が適用除外になります(別途、条例の制定が必要です)。



●これまでの制度(景観重要建築物等)との違いは？

本市では、これまで市独自の都市景観条例に基づき、近代の和風・洋風建築物等を景観重要建築物等(※2)として指定し、その保存・活用のための支援を行ってきました。

●「景観重要建造物」と「景観重要建築物等」の制度比較

名称	景観重要建造物(※1)	景観重要建築物等(※2)
根拠法令	景観法(平成16年制定)	鎌倉市都市景観条例(平成7年制定)
制度の目的	地域の良好な都市景観の形成に重要な役割をもつ建造物の保全・活用を図る。	消失しつつある市内の近代和風・洋風建築物等の保存・活用を支援する。
優遇措置	相続税の軽減	外観等の修理のための補助
外観に関する規制	許可制の厳しい制限 市長の許可が必要	届出制の緩やかな制限 市長への届出が必要